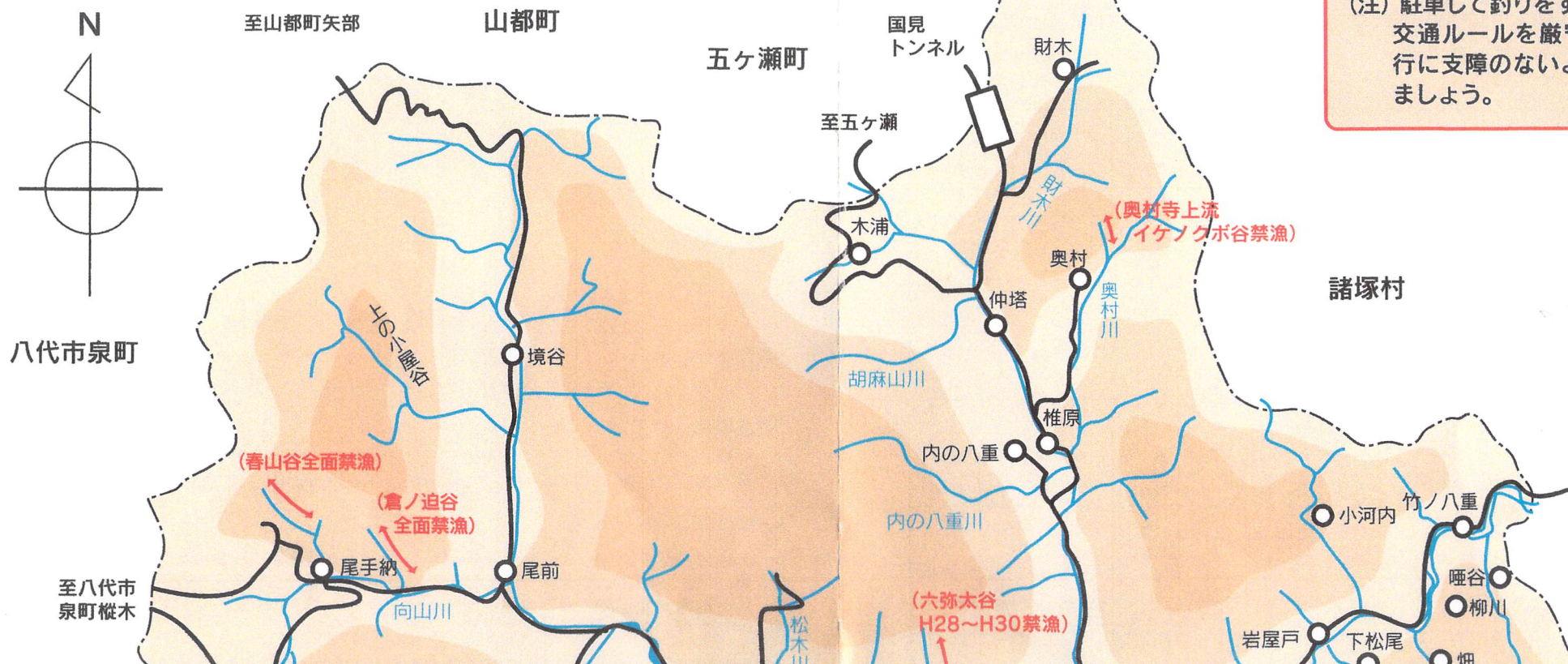


平成28年版

組合員・遊漁者の皆さんへ

遊漁の心得

ルールとマナーを守って
釣りを大いに楽しみましょう。



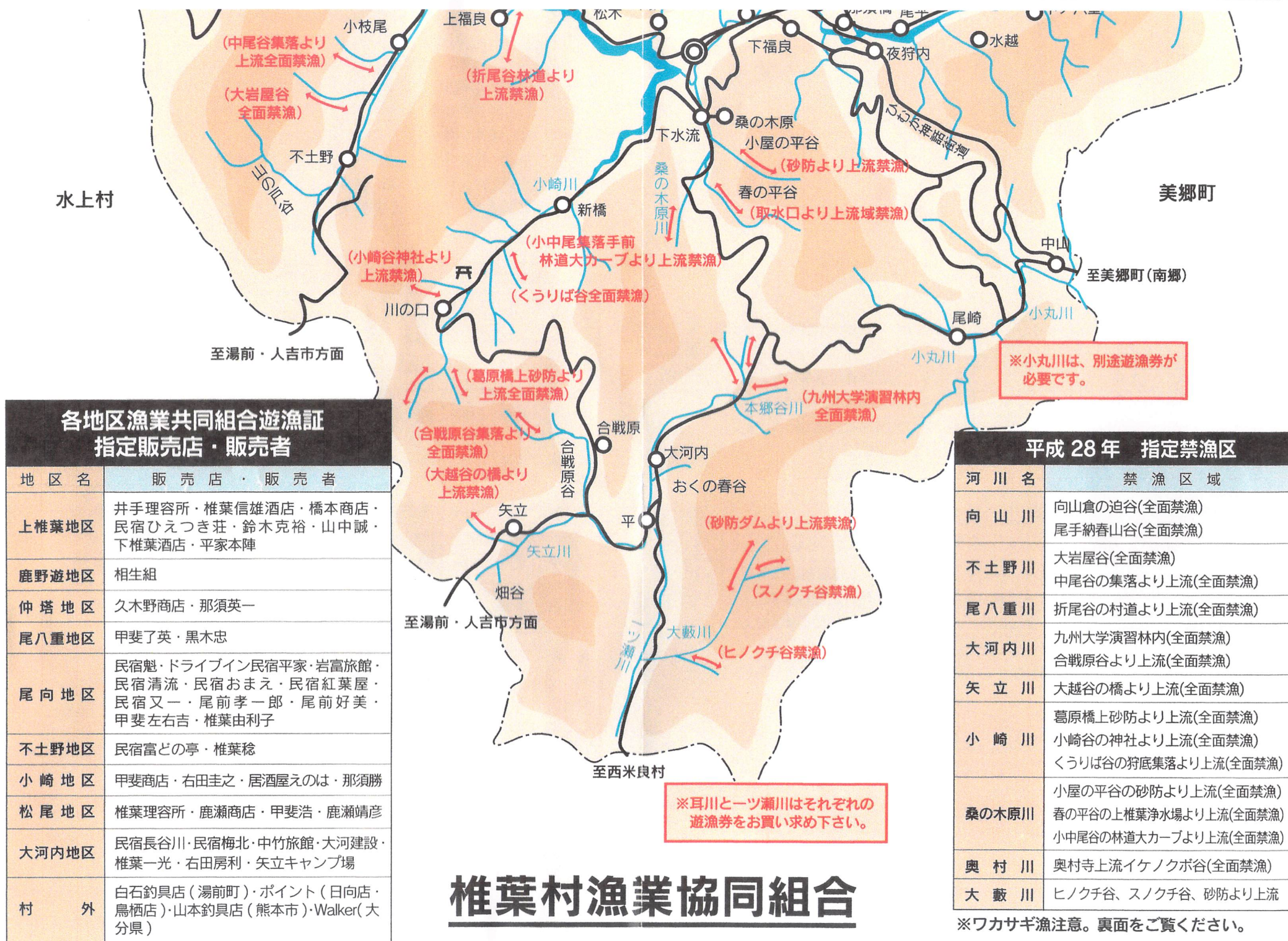
※ヤマメ釣りの解禁日は
3月1日です！

上椎葉ダム湖の釣りも遊漁期間を厳守して下さい！
(ヤマメ釣り：3月1日～9月30日)

イワナの持込・放流厳禁！

(見つけた場合は、村漁協へご連絡下さい。)

(注) 駐車して釣りをする場合、
交通ルールを厳守し、通
行に支障のないようにし
ましょう。



各地区漁業共同組合遊漁証 指定販売店・販売者	
地区名	販売店・販売者
上椎葉地区	井手理容所・椎葉信雄酒店・橋本商店・ 民宿ひえつき荘・鈴木克裕・山中誠・ 下椎葉酒店・平家本陣
鹿野遊地区	相生組
仲塔地区	久木野商店・那須英一
尾八重地区	甲斐了英・黒木忠
尾向地区	民宿魁・ドライブイン民宿平家・岩富旅館・ 民宿清流・民宿おまえ・民宿紅葉屋・ 民宿又一・尾前孝一郎・尾前好美・ 甲斐左右吉・椎葉由利子
不土野地区	民宿富どの亭・椎葉稔
小崎地区	甲斐商店・右田圭之・居酒屋えのは・那須勝
松尾地区	椎葉理容所・鹿瀬商店・甲斐浩・鹿瀬靖彦
大河内地区	民宿長谷川・民宿梅北・中竹旅館・大河建設・ 椎葉一光・右田房利・矢立キャンプ場
村外	白石釣具店(湯前町)・ポイント(日向店・ 鳥栖店)・山本釣具店(熊本市)・Walker(大 分県)

平成 28 年 指定禁漁区	
河川名	禁漁区域
向山川	向山倉の迫谷(全面禁漁) 尾手納春山谷(全面禁漁)
不土野川	大岩屋谷(全面禁漁) 中尾谷の集落より上流(全面禁漁)
尾八重川	折尾谷の村道より上流(全面禁漁)
大河内川	九州大学演習林内(全面禁漁) 合戦原谷より上流(全面禁漁)
矢立川	大越谷の橋より上流(全面禁漁)
小崎川	葛原橋上砂防より上流(全面禁漁) 小崎谷の神社より上流(全面禁漁) くうりば谷の狩底集落より上流(全面禁漁)
桑の木原川	小屋の平谷の砂防より上流(全面禁漁) 春の平谷の上椎葉浄水場より上流(全面禁漁) 小中尾谷の林道大カーブより上流(全面禁漁)
奥村川	奥村寺上流イケノクボ谷(全面禁漁)
大藪川	ヒノクチ谷、スノクチ谷、砂防より上流

椎葉村漁業協同組合

※ワカサギ漁注意。裏面をご覧ください。

平成28年版 遊漁者のみなさんへ

きれいな河川で楽しい釣りを！

ゴミを見つけたら、ひろって持ち帰りましょう。

15cm以下のヤマメはリリース！

※15cm以下のヤマメを持ち帰ると全長制限に違反し罰せられます！

イワナ、ハス、ブルーギルは駆除！

※外来魚の駆除にご協力ください！（釣ったらリリースしないでください）

漁業規則 〈抜粋〉

◎平成25年9月～平成35年8月

◎遊漁期間 耳川 水系 （内共第7号第5種漁業権遊漁規則）

期 間	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
ヤマメ			3月 1日 ～ 9月30日									
ウナギ				4月 1日 ～ 9月30日								
アユ							6月10日 ～ 12月31日					
コイ・フナ	1月 1日 ～ 12月31日											
オイカワ	1月 1日 ～ 12月31日											
ワカサギ	1月 1日 ～ 4月30日			※松尾地区、尾向・不土野地区は4月末まで								
	～ 3月31日			※小崎地区は3月末まで								

※ワカサギ漁は尾向・不土野地区と小崎地区が1年おきに4月が禁漁となります。

◎遊漁期間 一ツ瀬川 水系 （内共第12号第5種漁業権遊漁規則）

期 間	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
ヤマメ			3月1日～9月30日									
ウナギ				4月1日～9月30日								
アユ						6月1日～12月31日						
オイカワ						7月1日～2月末日						
ワカサギ	1月1日～4月30日											

椎葉村漁業協同組合の事業

沿革と方針

椎葉村漁業協同組合は、昭和37年に設立し魚類の繁殖保護に努めてきました。椎葉村は耳川、一ツ瀬川、小丸川の三河川の源流を有しており、小丸川を除く二河川の共同漁業権を有する組合です。二河川とも渓流が多く、生息に適したヤマメを主力に放流事業を行っています。環境美化、環境整備を行いながら『魚が生息する、豊かな川づくり』を基本方針として邁進していきます。

組 織

役職員構成

組合長	副組合長	理 事	監 事	事務局
1	1	10	2	1

過去5年間の組合員推移

年度	H23	H24	H25	H26	H27
員数	385	372	366	366	369

放流事業

魚 種	H22	H23	H24	H25	H26	H27
ヤマメ	159,000尾	180,000尾	170,000尾	180,000尾	230,000尾	200,000尾
ヤマメ成魚	—	—	—	—	360kg	180kg
アユ	476kg	517kg	500kg	537kg	536kg	530kg
ウナギ	—	136kg	15kg	30kg	86kg	103kg
フナ	2,000尾	—	2,000尾	2,000尾	3,000尾	3,000尾
ワカサギ	—	—	—	卵800万粒	卵200万粒	卵400万粒

※コイはコイヘルペス病予防の為、放流していません。

※コイ（耳川）とオイカワ（一ツ瀬川）には産卵床を造成しています。

監視事業

ヤマメは3月の解禁日と5月の連休に村内河川の巡回監視を実施し、遊漁証の販売・釣り指導を行います。

コイについては、上椎葉ダム等に無許可の網がないか巡回監視を実施します。

河川清掃事業

河川・ダム内にある不法投棄されたゴミ等を関係機関と協力して取り除きます。

汚濁等防止対策事業

河川工事に伴う濁水防止を建設業者、生コンクリート業者並びに採石業者等へ徹底推進し、河川工事に際しては、組合への同意書提出を必要とします。

上椎葉ダム安定水位確保

水位調整ダムのため、水位が不安定なときがあります。岸辺の崩壊により濁りが発生し、魚のエサとなるプランクトンに悪影響を及ぼすので、毎年九州電力へ上椎葉ダムの安定水位の確保をお願いしています。

◎遊漁料金 (ヤマメ)

河川	耳 川	
区分	年 券	日 券
小学生以下	0円	0円
中 学 生	2,000円	1,000円
一 般	4,000円	2,000円

※平成26年分より遊漁料金が変更(増額)されました。

河川	一ツ瀬川	
区分	年 券	日 券
中学生以下	0円	0円
一 般	4,000円	1,500円
80歳以上	3,000円	1,000円

◎全長制限

水系	耳川・一ツ瀬川 共通	
魚種		
ヤマメ	全長 15cm 以下	
コイ	全長 10cm 以下	
ウナギ	全長 25cm 以下	

※制限サイズ以下は採捕できません。

※イワナは駆除対象魚です。
イワナには採捕下限がありません。
イワナ駆除にご協力ください。

◎漁具・漁法の制限

漁具・漁法	範 囲	魚 種	範 囲	魚 種
手釣・竿釣	1本まで	アユ・コイ・フナ・ヤマメ・オイカワ・ワカサギ	3本まで	ウナギ
かなつき	1本まで	アユ・コイ・フナ・ヤマメ・オイカワ・ウナギ	※組合員に限る	

※かなつき漁は組合員に限り許可。ウェットスーツでのアユ漁は禁止します。

※網券は網一張り3,500円、1人三張りまで、組合員に限り許可します。

※網漁の魚種は、コイ・フナ・アユとし、ダム湖のみで使用可能となります。

※網でヤマメを捕ることはできません。

※船での漁は組合員に限り許可します。(組合員が同乗すれば遊魚券でも可)

【罰 則】

期間、全長等の制限に違反すると罰せられます。

※宮崎県内水面漁業調整規則により罰則等が定められています。

【第26条(禁止期間)】及び【第27条(全長等の制限)】等の規定違反が該当

【第36条(罰則)】により6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金(又は併科)

◎その他

組合員には漁業行使規則、遊漁者には遊漁規則があります。
詳しくは、椎葉村漁業協同組合事務局までお問い合わせください。

- 遊漁証(年券・日券)を発行する場合には、必ず氏名をマジックで記入してください。
- 遊漁証発行と同時に「遊漁の心得」を配布してください。
- 禁漁区は適正な理由に基づき設定しているので、遊漁者への指導をお願いします。
《例として特定魚育成区、地区の飲料水の取り口など》
- 魚種により遊漁期間が異なるので、指導すること。
- 不明な点は、行使規則・遊漁規則を確認するか、事務局へお問い合わせください。
- 遊漁証の売上は、随時事務局へ納入してください。
《納入期限は10月31日(厳守)とします。》

【椎葉村漁業協同組合・役員名簿】

市外局番「0982」
※大河内のみ「0983」

役職名	氏 名	担当地区	電話番号	役職名	氏 名	担当地区	電話番号
組合長	甲斐左右吉	全地区	67-5507	副組合長	甲斐 浩	松 尾	67-1159
理 事	山中 誠	上椎葉	67-2543	理 事	鈴木 克裕	上椎葉	67-2012
理 事	相生 秀樹	鹿野遊	67-2493	理 事	鹿瀬 靖彦	松尾	67-1841
理 事	甲斐 了英	尾八重	67-5388	理 事	那須 英一	仲塔	67-4901
理 事	尾前 一成	尾向	67-5603	理 事	椎葉 稔	不土野	67-5015
理 事	那須 勝	小崎	67-2437	理 事	椎葉 真吾	大河内	38-1150
監 事	橋本 浩美	—	67-2014	監 事	椎葉 大和	—	67-5816
事務局	椎葉村役場 農林振興課	全地区	67-3206	※市外局番は「0982」 ただし、大河内地区のみ「0983」			

◆問い合わせ◆



〒883-1601 宮崎県東臼杵郡椎葉村大字下福良1762番地1
(椎葉村役場 農林振興課 内)

椎葉村漁業協同組合

電話 (0982) 67-3206

FAX(0982) 67-2910

代表理事組合長 尾前 好美 電話 (0982) 67-5620